

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2961号)

令和4年11月7日

横 情 審 答 申 第 2961号

令 和 4 年 11月 7 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 藤 原 静 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く
諮 問 に つ い て (答 申)

令 和 2 年 7 月 28日 金 土 第 1124号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し ま
す。

「 公 園 占 用 許 可 申 請 書 (令 和 元 年 度 に 提 出 さ れ た 特 定 公 園 に お け る 電 灯
引 込 線 の 為 の 申 請 書) 」 の 一 部 開 示 決 定 に 対 す る 審 査 請 求 に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「公園占用許可申請書（令和元年度に提出された特定公園における電灯引込線の為の申請書）」を一部開示とした決定のうち、案内図を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年6月19日付で行った「公園占用許可申請書（令和元年度に提出された特定公園における電灯引込線の為の申請書）」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、申請書に記録されている事務担当者の氏名（以下「本件氏名」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、審査請求人は、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、本号ただし書イに該当する旨の主張をしているが、本件氏名については、当該情報の開示・非開示が、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつくものではなく、それらを保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、本号ただし書イに該当しない。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、申請書に添付されている案内図及び設計図面は、申請

者である特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、それらを開示することにより、独自の技術や知識より生ずる利益を害するおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、審査請求人は、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、本号ただし書に該当する旨の主張をしているが、案内図は占用場所までの経路などを表した図面、設計図面は本件占用物件（電灯引込線）と連続した電灯引込線全体及び近隣の電線を表した図面であり、公園内の占用箇所を特定するものではなく、当該情報の開示・非開示が、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつくものではない。したがって、それらを保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、本号ただし書に該当しない。

なお、占用物件が電灯引込線であること及び公園内の占用箇所は、本件審査請求文書の開示部分に明示されている。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、法人代表者印の印影については、開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

なお、審査請求人の主張は本号の趣旨と相反するものであり、当該情報の開示・非開示の判断に影響を及ぼさない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 黒ぬり部分をすべて開示するよう求める。
- (2) 条例第7条に人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。
- (3) まず最初に、特定公園に特定法人Bの無線局建設計画のお知らせが6月2日に各家庭に配布された事を発端としている。工事会社特定法人C、特定個人によると、特定公園上空に架線しますと。特定法人Aに電線の配線をお願いして、特定公園の占用許可申請書を出したので、配線については知らないとの返事をもらい、そこで金沢土木事務所に許可申請書の開示を願い出たものである。
- (4) 公園上空に電線を通す物は長さ30m、重さ10kg、たるみ巾1.5m、左右の張力は

40kg右、40kg左など計90kgになる。風にふかれれば左右1.5mの計3mの中になる。風速30mが限界と云われる。重量90kgの電線の下にベンチがあり鉄棒がある。子供老人がいたら危険がある。工事中止すべきと考える。

- (5) 関係法令、都市公園法、施行令、第15条2、地上に設ける占用物件の構造は倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等、公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

5 審査会の判断

- (1) 公園占用許可申請書に係る事務について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第2項では、都市公園の占用の許可を受けようとする者は申請書を公園管理者に提出しなければならないと定められている。

特定公園の公園管理者は横浜市であり、占用の許可を受けようとする者は、都市公園法第6条第2項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第9条各号に定める占用の目的、占用の期間、占用の場所等の事項を記載した横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月横浜市規則第11号）第7条第1項で定める公園占用許可申請書及び横浜市公園条例第11条に定める添付書類を横浜市長に提出する必要がある。

占用許可を与える権限は、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）第34号の規定により横浜市土木事務所長に委任されており、横浜市金沢区の区域に係る公園の占用許可に関する事務は、金沢土木事務所で取り扱っている。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、令和2年2月19日に提出された特定公園に係る公園占用許可申請書であり、案内図、設計図面等が添付されている。

イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件処分を取り消し、非開示部分の全てを開示するよう求めているため、当審査会では非開示部分である本件氏名、案内図及び設計図面並びに法人代表者印の印影の非開示事由該当性について判断する。

- (3) 本件氏名の条例第7条第2項第2号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているので、以下検討する。

ウ 本件氏名は、それ自体として個人を識別しうる情報であり、本号本文に該当する。

次に、本件氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされず、また、公にすることが予定されておらず、本号ただし書アに該当しない。

また、審査請求人は、本号ただし書イに該当すると主張するが、本件氏名を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されることは想定できず、本号ただし書イに該当しないし、本号ただし書ウにも該当しない。

エ したがって、本件氏名は、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しない。

(4) 案内図の条例第7条第2項第3号ア該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、案内図については、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているので、以下検討する。

ウ 実施機関は、案内図は特定法人Aの独自の技術や知識により作成され、開示により独自の技術や知識より生ずる利益を害するおそれがあり、案内図下部の「目的外使用・開示・持ち出し・複製禁止」となっているのは特定法人Aのシステムで作成されたもので、特定法人Aの知的財産であって、設備の詳細（電柱の位置、電柱番号）が掲載されていることが理由である等と説明する。

当審査会において案内図を見分したところ、イントラネットシステムで独自の地図として作成されており、技術的ノウハウ、独自の技術等が含まれること及び特定法人Aの知的財産となり得ることはいかかである。しかし、案内図は、一般的な地図と大きな差異はない上、案内図に設計者の技術的ノウハウがどのように表れているかは実施機関では説明困難とのことである。また、案内図は、占用場所までの経路などを表した図面であるところ、外観上、占用場所までの経路などは特定公園の現地周辺を訪れば判明するし、設備の詳細（電柱の位置、電柱番号）も現地を訪れて視認する等の方法でおおよそ判明する。

そのため、特定法人Aの独自の技術や知識より生ずる利益を害する可能性は、法的保護に値する程度には至らないと認められる。

エ したがって、案内図の開示により設計者の事業活動上の正当な利益が害されるおそれがあるとは認められず、案内図は、本号ただし書を検討するまでもなく、本号アに該当しない。

(5) 設計図面の条例第7条第2項第3号ア該当性について

ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、設計図面については、申請者である特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、それらを開示することにより、独自の技術や知識より生ずる利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。

イ 当審査会において設計図面を見分したところ、設計図面には、電灯引込線、近隣の電線の配線のために必要な数値等が記載されており、設計図面における配線上の数値、配線の仕方等は技術的ノウハウと考えられ、占用許可後に締結する契約上の情報も記載されている。

そのため、設計図面には、技術的ノウハウが含まれており、電灯引込線、近隣の電線の配線の上で秘匿性の高い情報も記載されているため、開示により、申請者の独自の技術や知識が流用される等して、申請者の独自の技術や知識より生ず

る利益を害する蓋然性があると認められる。

したがって、開示により設計者の事業活動上の正当な利益が害されるおそれがあると認められ、設計図面は本号アに該当する。

ウ 審査請求人は、本号ただし書に該当すると主張する。

しかし、特定公園内の占用箇所、電灯引込線の種類、占用箇所の地上からの高さ等といった情報は、審査請求人にすでに開示されている図面及び写真に記載されている。

そして、実施機関は、本件のような公園の占用許可に当たっては、電線の高さについての指導をしているし、ポール等がぶつからないように公園内の占用箇所については、広場の部分は避ける等の指導もしている。

特定公園においても、上記の実施機関の指導により、特定公園内の上空を通過する電灯引込線は地上からの高さが確保されているし、ポール等がぶつからないように広場の部分は避けて電灯引込線が通されているので、特定公園内に電灯引込線を通すことによる危険性に対する配慮はなされている。

したがって、設計図面を開示することに、非開示により保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、設計図面は本号ただし書に該当しない。

(6) 法人代表者印の印影の条例第7条第2項第4号該当性について

条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨規定している。

法人代表者印の印影については、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

(7) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のことから、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、案内図を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 7 月 28 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 8 月 5 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 8 月 20 日 (第260回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和 4 年 4 月 7 日 (第 6 回第四部会)	・審議
令和 4 年 6 月 2 日 (第 8 回第四部会)	・審議
令和 4 年 7 月 14 日 (第 9 回第四部会)	・審議
令和 4 年 8 月 12 日 (第10回第四部会)	・審議
令和 4 年 9 月 1 日 (第11回第四部会)	・審議